

豪雪災害を未然に防止する立場から、対象を抜本的に広げよ 救助対象に関して日本共産党市議団が市長に要請書提出

豪雪災害で困難をかかえている人たちを救う立場から、現に「除雪を行うことができないという世帯」を救助対象にするとともに対象を抜本的に広げてほしい。31日、日本共産党上越市議団は、豪雪災害での救助対象をどうとらえるかという基本問題で、市長への要請書を提出しました。

要請書では、災害救助法の「自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない世帯」とは、豪雪の状況下で現に「除雪を行うことができないという世帯」であるとし、豪雪災害を未然に防止する立場から、対象世帯を抜本的に広げる措置をとっていただきたいと要請。そして、この内容を町内会長、市民に徹底するように求めています。この日は馬場危機管理監に



要請文を手渡し、大至急検討し対応してほしいと訴えました。日本共産党新潟県委員会から新潟県知事に對しても同日、この要請文とほぼ同じ内容のものが提出されました。

た。新潟県の担当者は厚生労働省に「資力及び労力」問題をどうとらえるべきか再確認するとともに、要請の趣旨は理解できるとして、関係市町村に「県としては、一般の豪雪における障害物の除去についても、平成22年度豪雪と同様の取り扱いとすることとしております。災害救助法の趣旨に沿って、的確な運用を行ってください」と伝えました。

画期的な厚生労働省見解

災害救助法で救助の対象としている「自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない世帯」とは何かについて、日本共産党国会議員団を通じて厚生労働省に問い合わせたところ、災害救助専門官から「危険が生じているのに除排雪できない状況そのものが、『自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない』ということであり、救助の対象となる」との回答がありました。

日本共産党はこれまで、冬期保安要員制度など豪雪対策を前進させてきました。そして、「豪雪それ自体が災害」という国会答弁を引き出しました。この立場に立つなら、災害救助法の対象は、通常の要援護世帯から抜本的に対象世帯を拡大することが求められます。また、高齢化と集落の機能が低下しつづけているもとで、住み続ける地域づくりをしていくためにも、個々の世帯というピンポイント支援ではなく、集落全体への面的な支援へと前進させることは当然のことです。今回の厚生労働省見解は、その流れをつくりだすうえで重要な見解です。



日本共産党市議団は30日、28日段階で市内最高積雪を記録した清里区青柳の旧青柳分校観測点などを視察してきました。同所の積雪は2月2日現在、4葎13釐で、市内最高は牧区棚広新田の5葎10釐です。

上越市内積雪量 1月31日9時現在 (単位cm)

| | 平均積雪深 | 県条例適用基準 | 救助法適用基準 |
|--------|-------|---------|---------|
| 合併前上越市 | 190 | 200 | 200 |
| 安塚区 | 321 | 291 | 302 |
| 浦川原区 | 206 | 200 | 200 |
| 大島区 | 349 | 321 | 348 |
| 牧区 | 390 | 304 | 330 |
| 柿崎区 | 134 | 200 | 200 |
| 大湊区 | 60 | 200 | 200 |
| 頸城区 | 88 | 200 | 200 |
| 吉川区 | 162 | 200 | 204 |
| 中郷区 | 364 | 268 | 279 |
| 板倉区 | 330 | 243 | 253 |
| 清里区 | 345 | 303 | 315 |
| 三和区 | 155 | 200 | 200 |
| 名立区 | 181 | 206 | 214 |

冬になると、起床して最初にするのは夜に降った雪の量の確認です。つづいて、一日の行動の段取りをするために温かいコーヒーを一杯飲む。これは牛飼いをやめたいまでも私の習慣になっています。

降雪量を確認するのはいうまでもなく、除雪をする必要があるかないかを判断するためです。いっぱい降るといふ予報が前の晩に出ていた時は恐る恐る外の様子をみます。だから、先日のように、山沿いで一メートル、平地でも七〇センチは降るでしょうという予報が外れ、二〇センチほどの降雪量だった時はずいぶん得をしたような気持ちになりました。

乳を搾っていた当時、雪が降れば牛乳の出荷ができるように牛舎脇の道を除雪することが最優先の仕事でした。牛舎付近の道路が町の除雪路線になつていなかった頃は、この除雪だけでもたつぷり一時間はかかったものです。それと、わが家の牛舎の屋根から落ちた雪の処理もたいへんでした。牛舎の屋根は小さな学校の体育館と同じくらいの大きさがありませんから。

こうした除雪作業は人力だけではとても対応できません。小型除雪機の力に頼るしかありませんでした。

除雪機を初めて購入したのは、牛舎を新築した翌年のことですから、いまから三〇年ほど前になります。確か一八馬力だったと思います。スノーダンプがはやりだった時、「こんなに便利なものはない」と思ったものですが、除雪機の導入した時の喜びはそれをはるかに超えるものがありました。車庫前で除雪機の中にかき入れた雪は放物線を描いて道路をまたぎ一〇数メートル先へと落ちていきます。雪を投げたり、押しつたりする必要はまったくなくなりました。除雪機は除雪作業時間を一気に短縮し、雪処理の重労働から私たちを解放してくれました。

わが家の一台目の除雪機は大活躍でした。導入した当時、私の地元の集落内に除雪機は何台もありませんでした。木戸先や民家周囲の除雪でたびたび応援に出かけました。春先には苗代除雪も依頼されました。小さい割に雪を遠くまで飛ばす能力があったのでひっぱりだこだったのです。

現在、わが家で使っている除雪機は二台目、二二馬力です。二五年は使っています。とくに耐用年数は過ぎていますが、雪の少ない冬が何回もあったこともあって、まだ十分使えます。

除雪機はたいへん便利な機械ではありませんが、操作を間違えると命にかかわる重大事故になることもあります。かく言う私も、危ない目にあったことがあります。

最初の除雪機を購入して間もない頃でした。牛舎からわが家へ移動している時、除雪機と雪の壁の間にはさまれてしまったのです。除雪機を前進させるつもりでいたのが、うっかりバックギヤを入れてバックさせてしまい、ハンドルが胸を強烈に締め付けました。たまたま、そばにいた父がギヤをはずしてくれたお陰で命は助かりましたが、肋骨を三本骨折してしまいました。その結果、三か月ほど不自由な思いをしたことがあるのです。

わが家で小型除雪機を導入するきっかけとなったのは、雪上運搬車を使っても牛乳をまともに出荷できない事態があったことでした。そういえば、あの時、心配して私の牛舎まで駆けつけてきてくれた牛飼いの仲間たちがいたことを思い出しました。

いつときも早く重機を投入して！集落全体を救助対象にしてください！

災害救助法が上越市に適用されて1週間ほど経過しました。市では、要援護世帯の安否確認や県が取り組む重機貸し出し制度の活用、一斉雪下ろしの準備などで動いています。

私は災害救助法が適用されて以降、吉川、柿崎、浦川原、大島、安塚区などを宣伝カーで回り、「お困りのことがあればお知らせください」と訴えてきました。また、町内会長などから集落内の除雪の状況などをお聞きしてきました。

宣伝カーからの私の声を聞いて、私の携帯に「除雪の援助対象にしてほしい」「雪捨て場に困っているなんとかしてほしい」などの要望が寄せられました。また、町内会長さんからは、「いつときも早く重機を投入してほしい。体の不自由な人が必死になって

家を守ろうとしているケースもある」「高齢化が進んで集落を維持することがたいへんになってきている。集落全体を救助してほしい」などの声を寄せていただきました。



新井柿崎線での事故、地吹雪写真などを提供してください

県道新井柿崎線で雪による車の事故や立ち往生などがおきています。2日の朝6時過ぎには、吉川区の梶十文字から大潟区内雁子間で地吹雪による吹き溜まりに大型車などが突っ込み、動けなくなっているところ(写真)を目撃しました。

市議会の新井柿崎線整備促進議員連盟ではこの路線での常設型防雪柵の早期設置、歩道設置などを県に働きかけていますが、地吹雪による事故など写真は運動をすすめるうえで力になります。

